

鑑定評価監視委員会規程改正（案）新旧対比表

平成 28 年 月 日

現行規程	改正案	備考
<p style="text-align: center;"><b>鑑定評価監視委員会規程</b></p> <p>理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の鑑定評価監視委員会規程を次のように定める。</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 本会は、鑑定評価業務が適正に実施されることを確保し、もって鑑定評価の社会的信頼の維持及び向上に資することを目的とし、鑑定評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第 2 条 委員会は、下記の事項（<u>綱紀</u>委員会に関する事案を除く）を所掌する。</p> <p>（1）不動産鑑定士が鑑定評価業務の結論である鑑定評価額等に対して依頼者から働きかけ又は圧力（以下「依頼者プレッシャー」という。）を受けた場合の対応</p> <p>（2）不動産の鑑定評価に関する法律、不動産鑑定評価基準並びに不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン（これらに関する国又は本会の通知を含む。以下「価格等調査ガイドライン等」という。）が遵守されていることについての検査</p> <p>2 前項各号に関する詳細については、実施方針で定める。</p> <p>3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に関する事案が、定款第 13 条に定める懲戒に付されている場合には、当該事案の懲戒に関わる調査及び審議が終了するまでの間、当委員会では取り扱わないものとする。</p> <p>（勧告等）</p>	<p style="text-align: center;"><b>鑑定評価監視委員会規程</b></p> <p>理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の鑑定評価監視委員会規程を次のように定める</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 本会は、鑑定評価業務が適正に実施されることを確保し、もって鑑定評価の社会的信頼の維持及び向上に資することを目的とし、鑑定評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第 2 条 委員会は、下記の事項（<u>綱紀・懲戒</u>委員会に関する事案を除く）を所掌する。</p> <p>（1）不動産鑑定士が鑑定評価業務の結論である鑑定評価額等に対して依頼者から働きかけ又は圧力（以下「依頼者プレッシャー」という。）を受けた場合の対応</p> <p>（2）不動産の鑑定評価に関する法律、不動産鑑定評価基準並びに不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン（これらに関する国又は本会の通知を含む。以下「価格等調査ガイドライン等」という。）が遵守されていることについての検査</p> <p>2 前項各号に関する詳細については、実施方針で定める。</p> <p>3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に関する事案が、定款第 13 条に定める懲戒に付されている場合には、当該事案の懲戒に関わる調査及び審議が終了するまでの間、当委員会では取り扱わないものとする。</p> <p>（勧告等）</p>	

- 第3条 本会は、前条第1項第一号に定める依頼者プレッシャーの事実を確認したときには、委員会の審議を踏まえた上で、依頼者プレッシャー通報制度に従って、依頼者に通知又は依頼者名を公表するものとする。
- 2 本会は、不動産鑑定業者又は不動産鑑定士が前条第1項第2号に定める価格等調査ガイドライン等に抵触していると認めたときは、委員会の審議を踏まえた上で、必要に応じて勧告を行うものとする。
- 3 本会は、不動産鑑定業者又は不動産鑑定士が正当な理由がなく前項に関わる調査に応じない場合には、委員会の審議を踏まえた上で、不動産の鑑定評価に関する法律第45条に規定する国土交通省による検査を要請するものとする。

(組 織)

- 第4条 委員会は、次に掲げる者につき会長が委嘱する委員7名以内をもって組織する。
- 一 会員以外の学識経験者 4名以内
  - 二 会員である不動産鑑定士 3名以内
- 2 委員長は、前項第一号の委員の内から互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときには、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

- 第3条 本会は、前条第1項第一号に定める依頼者プレッシャーの事実を確認したときには、委員会の審議を踏まえた上で、依頼者プレッシャー通報制度に従って、依頼者に通知又は依頼者名を公表するものとする。
- 2 本会は、不動産鑑定業者又は不動産鑑定士が前条第1項第2号に定める価格等調査ガイドライン等に抵触していると認めたときは、委員会の審議を踏まえた上で、必要に応じて勧告を行うものとする。
- 3 本会は、不動産鑑定業者又は不動産鑑定士が正当な理由がなく前項に関わる調査に応じない場合には、委員会の審議を踏まえた上で、不動産の鑑定評価に関する法律第45条に規定する国土交通省による検査を要請するものとする。

(国が行う検査との関連)

- 第4条 本会は、第2条第1項第2号に定める検査を行う場合において、不動産の鑑定評価に関する法律第45条に定める国土交通省が行う検査に関連して特に検査を行うことが妥当と認めたときには、委員会に対して当該検査を行うことを要請するものとする。
- 2 委員会は、前項に定める検査の要請があった場合において、当該要請が妥当であると認めるときには、当該調査を検査部会に行わせるものとする。
- 3 本会は、前項の規定に基づく検査が行われた場合には、その結果を国土交通省に報告するものとする。

(組 織)

- 第5条 委員会は、次に掲げる者につき会長が委嘱する委員7名以内をもって組織する。
- 一 会員以外の学識経験者 4名以内
  - 二 会員である不動産鑑定士 3名以内
- 2 委員長は、前項第一号の委員の内から互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときには、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

平成27年12月22日改正「懲戒規程」第43条(報告及び検査)及び倫理規程改正案第8条第1項(「会員は、価格等調査業務に関し、国の行政指導を受けた場合は、その旨をすみやかに連合会に報告するものとする。」の新設)に対応して、第4条を新設。

<p>(委員の任期) 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(招集) 第6条 委員会は委員長が招集する。</p> <p>(会議) 第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することはできない。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。 3 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。</p> <p>(検査部会) 第8条 第2条に定める検査、その他必要な事務を実施するために、委員会内に検査部会を設置する。 2 検査部会の部会長は、第4条第1項第二号の委員の内から協会の会長が指名する。 3 検査部会の構成及び検査内容は、別途定める。</p> <p>(守秘義務) 第9条 委員会の委員及び事務局職員は、この委員会により知り得て事項について、正当な理由がなくこれを他に漏らしてはならない。 2 前項の規定は、委員又は事務局職員でなくなった場合においても同様とする。</p> <p>(定期報告) 第10条 委員会は、前第2条に定める審議の結果について、毎年一回以上、理事会に書面で報告するものとする。</p> <p>(委任) 第11条 この規程の施行について必要な事項は、業務執行理事会の</p>	<p>(委員の任期) 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(招集) 第7条 委員会は委員長が招集する。</p> <p>(会議) 第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することはできない。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。 3 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。</p> <p>(検査部会) 第9条 第2条に定める検査、その他必要な事務を実施するために、委員会内に検査部会を設置する。 2 検査部会の部会長は、第5条第1項第二号の委員の内から会長が指名する。 3 検査部会の構成及び検査内容は、別途定める。</p> <p>(守秘義務) 第10条 委員会の委員及び事務局職員は、この委員会により知り得て事項について、正当な理由がなくこれを他に漏らしてはならない。 2 前項の規定は、委員又は事務局職員でなくなった場合においても同様とする。</p> <p>(定期報告) 第11条 委員会は、前第2条に定める審議の結果について、毎年一回以上、理事会に書面で報告するものとする。</p> <p>(委任) 第12条 この規程の施行について必要な事項は、業務執行理事会</p>	
--	---	--

<p>議を経て会長が別途定める。</p> <p>附 則（平成 25 年 5 月 21 日制定） この規程は、平成 25 年 6 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 25 年 12 月 10 日一部改正） この<u>規程</u>は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 9 月 16 日一部改正） この<u>改正</u>は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。</p>	<p>の議を経て会長が別途定める。</p> <p>附 則（平成 25 年 5 月 21 日制定） この規程は、平成 25 年 6 月 14 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 25 年 12 月 10 日一部改正） この<u>改正</u>は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 26 年 9 月 16 日一部改正） この<u>改正</u>は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成 28 年 月 日一部改正）</u> この改正は、平成 28 年 月 日から施行する。</p>	
---	--	--